佐野市水道料金審議会

第3回資料

〈資料１：料金体系表及び料金算定方法等について〉

令和8年10月22日（木） 14：00～

１．第２回審議会の審議内容



平均改定率について

- 平均改定率については**２８．９０％**とする
- 総括原価方式により算出したものであり、一定の経営基盤を強化でき、大幅な値上げとなる改定を避ける観点からも適切な水準である

料金体系表について

- 基本水量を廃止し、受益者負担の公平性を実現する
- 逓増度を緩和することで、安定的な料金体系を構築する
- 各使用者間の負担を概ね平準化することができる

【現行料金表】

口径	基本料金		超過料金（１㎥につき）
	水量	金額	
13	20㎥まで	2,095円	• 21～50㎥ 126円50銭 • 51～100㎥ 154円 • 101～300㎥ 181円50銭 • 301㎥以上 214円50銭
20		2,190円	
25		2,242円	
40		2,609円	
50		3,939円	
75		4,662円	
100		5,636円	
125		7,574円	
150		10,591円	

【新料金表】

口径	基本料金	従量料金（１㎥につき）
13	1,760円	• 1～10㎥ 66円 • 11～20㎥ 88円 • 21～50㎥ 132円 • 51～100㎥ 176円 • 101～300㎥ 220円 • 301㎥以上 264円
20	2,090円	
25	5,500円	
40	16,500円	
50	22,000円	
75	44,000円	
100	55,000円	
125	66,000円	
150	77,000円	

２．第３回審議会の審議内容



第1回審議会（7/16） • 水道料金改定の必要性	水道料金改定の必要性の確認
第2回審議会（8/26） • 総括原価方式に基づく改定率 • 経営安定化のために必要な改定率の検証 • 料金体系の検討	平均改定率による財政見通しの比較 新料金体系（案）に関する議論
第3回審議会（10/22） • 料金体系の検討 • 料金算定方法等の検討 • 答申書（案）の作成	料金体系に関する議論 料金算定方法等に関する議論 答申書（案）に関する議論
第4回審議会（11/19予定） • 第1回～第3回審議会のまとめ • 答申書の確定	第1回～第3回審議会の振り返り 答申書に関する議論

３．第３回審議会の料金体系に関する審議内容



【一般用の現行料金表】

口径	基本料金		超過料金（１㎥につき）
	水量	金額	
13	20㎥まで	2,095円	• 21～50㎥ 126円50銭 • 51～100㎥ 154円 • 101～300㎥ 181円50銭 • 301㎥以上 214円50銭
20		2,190円	
25		2,242円	
40		2,609円	
50		3,939円	
75		4,662円	
100		5,636円	
125		7,574円	
150		10,591円	

【一般用の新料金表】

口径	基本料金	従量料金（１㎥につき）
13	1,760円	• 1～10㎥ 66円 • 11～20㎥ 88円 • 21～50㎥ 132円 • 51～100㎥ 176円 • 101～300㎥ 220円 • 301㎥以上 264円
20	2,090円	
25	5,500円	
40	16,500円	
50	22,000円	
75	44,000円	
100	55,000円	
125	66,000円	
150	77,000円	

第２回審議会で
審議は完了

【湯屋業用の現行料金表】

口径	基本料金		超過料金（１㎥につき）
	水量	金額	
13	200㎥まで	11,011円	200㎥を超える分 99円
20		11,105円	
25		11,126円	
40		11,492円	
50		12,823円	
75		13,546円	
100		14,520円	
125		16,448円	
150		19,475円	

【臨時用の現行料金表】

口径	基本料金		超過料金（１㎥につき）
	水量	金額	
13	20㎥まで	4,170円	20㎥を超える分 220円
20		4,264円	
25		4,295円	
40		4,651円	
50		5,982円	
75		6,715円	
100		7,679円	
125		9,617円	
150		12,634円	

今回の審議会で
審議を行う

4．湯屋業用の料金体系表について



湯屋業用とは

- 銭湯などの一般公衆浴場で、入浴用として大量に水道水を使用する場合に適用される料金区分
- 一般公衆浴場は地域の公衆衛生を確保する役割を担っており、入浴料金は「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」に基づき統制され、事業者が自由に料金設定できないことから、一般用よりも安い料金に設定されている

【湯屋業用の現行料金表】

口径	基本料金		超過料金（１㎥につき）
	水量	金額	
13	200㎥まで	11,011円	200㎥を超える分　99円
20		11,105円	
25		11,126円	
40		11,492円	
50		12,823円	
75		13,546円	
100		14,520円	
125		16,448円	
150		19,475円	

【栃木県　公衆浴場入浴料金の統制額】（令和8年10月1日時点）

区分	大人（12歳以上）	中人（6歳以上12歳未満）	小人（6歳未満）
入浴料金	550円	200円	100円

湯屋業用の適用状況

現在の使用者

０件

現在、本市では湯屋業用の使用者はいませんが、今後の使用者発生に備え、料金区分を設けています

４．湯屋業用の料金体系表について



湯屋業用の改定について

- 現在、湯屋業用が適用される使用者はいないが、今後の使用者発生の可能性を考慮し、料金区分は存続させるべきである
- 入浴料金が統制されており、水道料金の改定分を入浴料金へ転嫁することが困難であることから、湯屋業用の料金体系については、改定しないことが適当である

【湯屋業用の現行料金表】

口径	基本料金		超過料金（１㎥につき）
	水量	金額	
13	200㎥まで	11,011円	200㎥を超える分　99円
20		11,105円	
25		11,126円	
40		11,492円	
50		12,823円	
75		13,546円	
100		14,520円	
125		16,448円	
150		19,475円	

改定なし

５．臨時用の料金体系表について



臨時用とは

- 建設工事などの際に、一時的に水道を使用する場合に適用される料金区分
- 使用期間が限られた一時的な使用であり、安定した継続使用を前提とする一般用とは性質が異なることから、一般用より高い料金に設定されている

【臨時用の現行料金表】

口径	基本料金		超過料金（１㎥につき）
	水量	金額	
13	20㎥まで	4,170円	20㎥を超える分　220円
20		4,264円	
25		4,295円	
40		4,651円	
50		5,982円	
75		6,715円	
100		7,679円	
125		9,617円	
150		12,634円	

令和６年度　臨時用の実績

使用者数　７１件　全体54,688件の **約０．１３％**

料金収入　1,293千円　全体1,699,099千円の **約０．０８％**

臨時用は、使用者数、料金収入ともに全体に占める割合はごくわずか

５．臨時用の料金体系表について



臨時用の改定について

- 臨時用は一時的な水道使用を対象としたものであり、利用実態に応じた適正な手続きを促すことができることから、料金区分は存続させるべきである
- 負担の公平性を確保する観点から、改定幅については、一般用の料金体系表と同程度とすることが適当

【臨時用の現行料金表】

口径	基本料金		超過料金（１㎥につき）
	水量	金額	
13	20㎥まで	4,170円	20㎥を超える分　220円
20		4,264円	
25		4,295円	
40		4,651円	
50		5,982円	
75		6,715円	
100		7,679円	
125		9,617円	
150		12,634円	

【改定案】

口径	基本料金	従量料金（１㎥につき）
13	3,850円	275円
20	4,180円	
25	7,590円	
40	18,700円	
50	24,200円	
75	46,200円	
100	57,200円	
125	68,200円	
150	79,200円	

６．請求時の対応：１０円未満切り捨てについて



◎現在の対応

【計算例】
口径13㎜、2ヶ月で40㎥使用した場合

(a)基本料金　2,095円

(b)超過料金
126.5円×20㎥＝2,530円

(a)+(b)＝4,625円

１０円未満を切り捨てて請求

４，６２５円→**４，６２０円**

10円未満の5円を切り捨てて、
4,620円として請求

導入背景

- 10円未満の端数を切り捨てることで、請求額を10円単位の分かりやすい金額とし、使用者の支払いの利便性を確保するため

改正案

- 口座振替が普及（約７割）したことから、10円未満切り捨ての取扱いを廃止する
- 算定した料金額をそのまま請求することで、より公平な料金徴収を行う
- 適正な料金収入の確保（年間約150万円の増収）につなげる

7．請求時の対応：口座振替50円割引について



◎現在の対応

【計算例】
納付方法が口座振替の使用者で
口径13㎜、2ヶ月で30㎥使用した場合

(a) 基本料金　2,095円

(b) 超過料金
126.5円×10㎥＝1,265円

(a)+(b)＝3,360円

3,360円−50円＝3,310円
50円を割引きして、
3,310円として請求

導入背景

平成23年度に口座振替払いを使用者に推奨する目的で制度を創設

- 納付書払いに比べ、手数料が安価である
- 納付書印刷、郵送などの事務費、郵送料、人件費が不要となる
- 納付漏れを削減できる

（参考）平成23年時における費用比較（収納１件あたり）

口座振替費用	納付書払い費用
口座振替手数料：11円	コンビニ収納手数料：57円 銀行窓口収納手数料：0円 納付書郵送料：50円

改正案

- 口座振替に係る費用と納付書払いに係る費用の差が大きくなっていることに伴い、割引額50円から55円に増額する

（参考）現時点における費用比較（収納１件あたり）

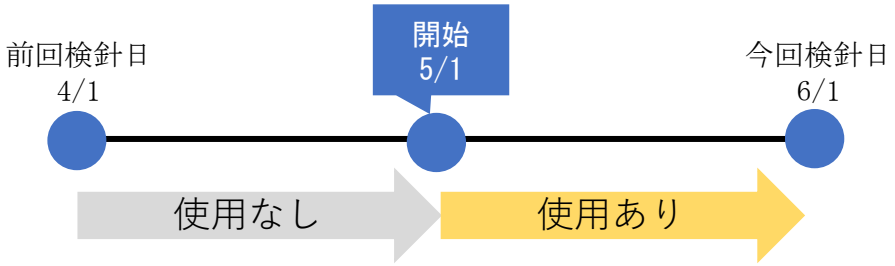
口座振替費用	納付書払い費用
口座振替手数料：11円	コンビニ収納手数料：71円 銀行窓口収納手数料：110円 納付書郵送料：82円

８．算定期間の中途における開始・休止の料金算定について

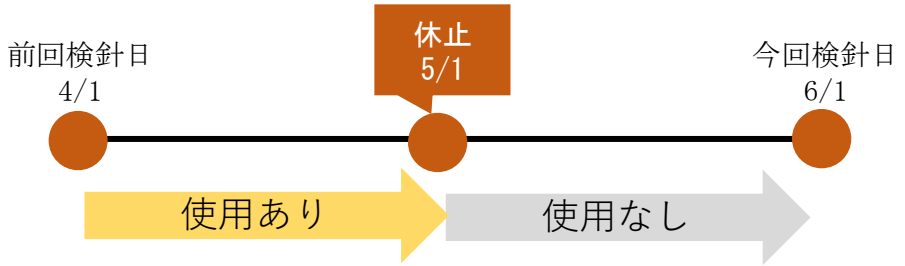


◎算定期間の中途とは

①期間の途中で水道の使用を開始した場合



②期間の途中で水道の使用を休止した場合



◎現在の対応

（１）使用水量が基本水量の4分の1以下のときは、基本料金の4分の1とする。

（２）使用水量が基本水量の4分の1を超え2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。

（３）使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、そのまま算定する。

【計算例】期間の途中で水道の使用を開始
口径13㎜、5㎥を使用した場合

（a）基本料金
2,095円÷4（使用水量が基本水量の4分の1以下のため）
＝523円
（b）超過料金　0円
（a）＋（b）＝523円

【一般用の現行料金表】

口径	基本料金		超過料金（１㎥につき）
	水量	金額	
13	20㎥まで（基本水量）	2,095円	• 21～50㎥　126円50銭 • 51～100㎥　154円 • 101～300㎥　181円50銭 • 301㎥以上　214円50銭
20		2,190円	
25		2,242円	
40		2,609円	
50		3,939円	
75		4,662円	
100		5,636円	
125		7,574円	
150		10,591円	

８．算定期間の中途における開始・休止の料金算定について



今後の対応

- 新料金表は基本水量が廃止されるため、新しい料金算定方法を策定する必要がある。

【一般用の新料金表】

口径	基本料金	従量料金（１㎥につき）
13	1,760円	• 1～10㎥ 66円 • 11～20㎥ 88円 • 21～50㎥ 132円 • 51～100㎥ 176円 • 101～300㎥ 220円 • 301㎥以上 264円
20	2,090円	
25	5,500円	
40	16,500円	
50	22,000円	
75	44,000円	
100	55,000円	
125	66,000円	
150	77,000円	

基本水量なし

現行

（１）使用水量が基本水量の4分の1以下のときは、基本料金の4分の1とする。

（２）使用水量が基本水量の4分の1を超え2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。

（３）使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、そのまま算定する。

改正案

（１）使用日数が30日以内の場合は、別表（新料金表）に定める基本料金の2分の1の額と従量料金を合算した額とする

【計算例】使用日数30日以内
口径13㎜、5㎥を使用した場合

（a）基本料金　1,760円÷2＝880円
（b）従量料金　66円×5㎥＝330円
（a）＋（b）＝1,210円

改正理由

- 使用期間及び実際の使用水量を適切に料金へ反映できる算定方法とするため

９．今後の予定



項目	実施時期	議事内容（案）
第1回審議会	令和8年 7月16日	• 水道料金改定の必要性
第2回審議会	令和8年 8月26日	• 総括原価方式に基づく改定率 • 経営安定化のために必要な改定率の検証 • 料金体系の検討
第3回審議会	令和8年 10月22日 （今回）	• 料金体系の検討 • 料金算定方法等の検討 • 答申書（案）の検討
第4回審議会	令和8年 11月19日 （予定）	• 第１回から第３回の審議会のまとめ • 答申書（案）の確認 • 答申書の確定
答申書提出	令和8年 11月26日 （予定）	• 会長から市長へ答申書の提出